

2019年11月19日

【談話】「給特法の一部を改正する法律案」の衆議院本会議での採決に断固抗議する

全日本教職員組合
書記長 檀原毅也

11月19日、第200臨時国会衆議院本会議において、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入できるようにする「給特法の一部を改正する法律案」が与党と維新の会などの賛成多数により可決され、参議院に送られることになりました。

1日8時間労働という労働時間の原則を壊すことになる重大な法案にもかかわらず、衆議院文部科学委員会での審議は参考人招致を含め、4日間計16時間足らずに過ぎませんでした。不十分な審議のもとでの拙速な採決に断固抗議するものです。

短い審議時間でも、さまざまな問題点や矛盾が明らかになりました。

根本的な問題は、この法案の目的があくまでも休日のまとめ取りであり、現場の教職員が求めている平日の深刻な長時間過密労働の縮減・解消には何ら効果がないものであるということです。そもそも、休日のまとめ取りのために「1年単位の変形労働時間制」を導入するのは転倒した議論です。「1年単位の変形労働時間制」は長時間過密労働の実態を覆い隠し、固定化し、助長する恐れすらあります。そして、長時間過密労働解消のために何よりも必要な教職員定数増の要求の根拠まで覆い隠そうとするものです。また、審議において政府側は所定勤務時間を長くする期間は4月、6月、10月など行事の多い月を想定するとしました。これでは教員の心身の健康にこれまで以上に重大な問題を引き起こしかねません。

政府側は導入の前提として超過勤務を月45時間、年360時間とする上限ガイドラインを大臣指針に格上げして守らせる、終業から始業までのインターバルの休息时间などを盛り込んだ省令と指針をつくるなどと答弁しましたが、大臣指針に法的な拘束力はなく、省令の内容も明確にされていません。勤務の縮減や教職員定数増よりも「1年単位の変形労働時間制」導入を先行させることは許されません。

「1年単位の変形労働時間制」導入に際して労働基準法が必須の条件としている事業場ごとの労使協定によるのではなく、地方公共団体の条例により導入できるとしている点についても野党の追及がありました。萩生田文科大臣らは勤務条件条例主義を強調する一方で、現場の教員の意思を反映するとも述べましたが、条例制定から学校現場への導入までの過程や手順については曖昧な答弁に終始しました。当事者である教員の合意なしに所定の労働時間が延ばされてしまう危険性があります。今回の「給特法の一部改正」は労働基準法の改悪にほかならず、労働法の体系を崩し、労働者の権利を保障する憲法に反するものです。

法案に反対する国会請願署名は短期間のうちに6万7000筆を超え、国会前や全国各地で連帯の動きが広がっています。「1年単位の変形労働時間制」導入ではなく、教職員を増やすことで少人数学級を実現し、一人ひとりを大切にすることを教育を実現したいという教職員・国民の願いの現れです。競争と管理を押しつける教育政策を転換し、教育予算を増やす政治を実現することが求められています。

全教は、参議院で現場の実態を踏まえた徹底的な審議により法案の廃案を求めるとともに、教職員の長時間過密労働を抜本的に解消し、ゆきとどいた教育を実現するために全力を尽くす決意です。